

現代ジャーナリズムの苦悩

松田三郎*

The Predicaments of modern Journalism

Saburou Matsuda *

Received October 31, 2001

目次

1. はじめに
2. 「報道被害」批判の高まり
3. 報道規制の動き
4. メディアの厳しい環境
5. 新たな危機要素
6. 「報道被害」のケース
7. メディア批判（不信）の背景
8. 新・新聞倫理綱領
9. 「われわれはかく行動する」私案・新聞記者行動規範
10. 結びにかえて（情報公開法と個人情報保護法案）

1. はじめに

1980年代を通じて社会的な広がり続けた「報道と人権」をめぐる問題は、その後90年代に入って一層その輪を広げ、ジャーナリズムの世界に強い反省を迫っている。

いわゆるマスメディアの報道による人権侵害について、これまで批判がなかった訳ではない。

しかしながら、90年代に入ってからの「報道と人権」をめぐる厳しい批判は、その広がりや深刻さにおいて、それまでとは大きく異なるマスコミに対するつよい異議申し立ての動きであった。この異議申し立ては、報道メディアにとっては日常の報道活動の中で「報道、言論の自由」と「人権の擁護」という二つの憲法上の理念を、どのように調和すべきかという問題について、これまでのどの時代にも増して厳しい反省を迫るものであったように思う。

プレス・オンブズマン制度の導入をめぐる論議や犯罪報道における実名・匿名などは、その反省から出てきたもので、多くの新聞・テレビでは外部有識者による「紙面」や「番組」の審

* 外国語学部
Faculty of Foreign Languages

議機関を設置するなどの動きがみられた。また、報道各社が犯罪容疑者の氏名呼び捨てという長年の慣例を廃止したことなどは、そうした議論の高まりに対する報道界の対応といわなければならないであろう。

こうした報道界の対応にもかかわらず、「報道被害」という言葉で人権侵害を訴える批判は益々増加の傾向を強めている。そしてこうした風潮は、遂に権力をして報道に対する規制という民主主義社会の根幹にかかわる重大な動きを招くものとなりつつある。

もちろん、こうした動きを生む背景は、新聞・放送メディアの全体の中にあるのではない。それは真剣な取材や編集を前提としていない一部の週刊誌やテレビのワイドショーなどに多く見られるものだとは言いつつも、一般大衆はこれをマスコミ全体の姿として受けとってしまうという難しい背景がある。

80年代なかばから、いわゆる「ロス疑惑」事件をめぐる過剰な報道、豊田商事の永野会長刺殺事件に関する取材態度、テレビ局によるやらせリンチ事件、日航機事故の遺族、生存者に対する過熱した取材競争などが主に批判の対象になったが、これらは主としてテレビのワイドショーや写真週刊誌の報道態度が問題になったものである。しかし、批判の矢は一般の新聞・テレビのニュース報道に対しても向けられ、特に犯罪報道に関して人権に対する配慮の不充分さが指摘されて来たのは良く知られていることである。

まともなジャーナリズムが戸迷うことは、新聞もテレビも週刊誌も、はては「ポルノコミックス」まで全部同質のメディアとして批判されるということである。一部には取材者、報道人としての教育や研修・訓練も受けていない、自称ジャーナリストなる者も少なくない時代を考えれば、ある程度は仕方ないことなのかもしれない。しかし、だからといって本当の「国民の知る権利」が規制されるようなことになってはならない。ジャーナリズムは、その使命に基づく自律自浄措置とともに報道の信頼を維持するための対策を講じなければならない。

2. 「報道被害」批判の高まり

世論と権力によるマスコミに対する攻撃は、90年代に入って一段と顕著になった。90年代前後に民放をはじめ、NHKでも明らかになった「やらせ」の続発は、それまでのテレビ批判を一気に表面化させる発火点となった。特に93年秋のテレビ朝日・椿貞良報道局長発言事件を機にその火は政界に大きく燃え広がり、椿氏が国会に喚問される事態に発展した。さらに95年から96年にかけて表面化した「TBSテープ事件」でテレビ界全体が世論の激しい批判さらされたのである。この時も郵政省は放送事業者を行政上のいわば監視下におき、放送局の幹部が国会に喚問されるということが慣例化した。しかもこれらは、当初はいつでも新聞主導で展開され、新聞と世論の相乗批判のバッシングの中でテレビ界は大きく揺れたのである。

97年に日本のマスメディアの中で初の第三者機関「放送と人権等権利に関する委員会」がスタートしたのは、こうした動きを背景にして生まれたものであった。そしてこれと同じ年、神戸で起きた中学生による児童殺傷事件や少年凶悪犯罪の続出で、テレビの暴力、性表現についての批判が一段と高まった。99年4月に発足した「放送と青少年に関する委員会」もこの議論の中から生まれたものである。この二つの委員会はNHKと民放共同の自主組織で、放送界として法的規制や権力規制をさけるためのぎりぎりの自衛措置ともいえるものである。

こうした動きの中で放送界は、96年に「放送倫理基本綱領」を制定、これに基づいて民放連は97年に「報道指針」を作ったほか、99年4月には放送基準を改正して、「放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分配慮する」との条文を新設したのである。

98年に自民党が参院選に大敗すると批判、規制のホコ先は新聞にも向けられた。自民党は党員2000人によるマスコミ・モニターに乗り出し、99年8月には「選挙報道に係わる公職選挙法のあり方に関する検討会」と「報道と人権のあり方に関する検討会」の批判的な見解を公表した。その上で報道界の自主規制で効果がなければ、「法的根拠のある中立的な第三者機関の設置を検討すべし」と踏み込んだのである。

新聞協会の倫理綱領の改訂もこうした動きの中で行われた。報道界としては以前から批判が出ていた「性」「暴力」表現や「人権」などへの配慮を求められていたことも綱領改訂を早め、新綱領は2000年6月の新聞協会総会で採択された。

3. 報道規制の動き

ところで、世論のマスコミ不信は日本だけの問題ではない。欧米でもここ数年来、報道のセンセーショナルリズムや不公正、人権侵害、それにジャーナリストのごう慢さが厳しい批判を受けて来た。事態を重くみた米新聞編集者協会（ASNE）などはジャーナリズムに対する信頼回復のためのプロジェクトまで作り、1000人を超える新聞・放送ジャーナリスト達が参加して、各地で市民とのミーティングを開き、読者や視聴者の理解を求める努力を重ねているという。それでもなお、アメリカではメディア不信はおさまらず、報道被害の訴訟でメディア敗訴のケースが増えているというのである。

日本でも最近、世論のメディア不信に呼応するかのようには、憲法学者の間でも新聞、放送、雑誌類に対する批判が強まっており、人権擁護のためには報道の自由への規制も必要、との議論が勢いを増している。報道界にもワイドショーや夕刊紙、週刊誌などの行きすぎた表現を批判的に見る動きがあり、憲法21条の「言論表現の自由」より12条の「公共の福祉」の優先を主張する議論が勢いを増している。メディアには具体的な自主規制の構築を迫られているのに、全体としてなお、鈍い対応しかとっていないからであろう。テレビでは視聴率競争、新聞雑誌では部数拡大競争のコマーシャルリズムによる娯楽主義などが自律規制のカベとなっている。その結果、世論の一部には不信をこえて「憎悪」に変わりつつあると指摘する向きもある。

こうしたメディア不信の世論の高まりを背景に権力は、メディア規制の動きを具体化させて来ている。最近の動きを改めて列挙してみよう。

99年7月法相の諮問機関である「人権擁護推進審議会」が人権教育・啓発についてまとめた答申に、「マスメディア」の興味本位、または行きすぎた取材や報道によるプライバシー侵害があるという一文が登場した。そしてその背景に、神戸の連続児童殺傷事件で加害少年の実名と写真を載せた月刊誌があったなどの説明があった。

同年8月、その年3月に設置された自民党の「報道と人権等のあり方に関する検討会」が、「報道被害者救済のために、法律に基づく中立公正な第三者機関」の設置を求める報告書を出した。

同年9月、人権擁護推進審議会から新聞協会に意見聴取の要請があり、事務局の法務省担当官が「行政命令によって、人権を侵害する記事を差し止めることも視野に入れて検討したい」と発言、これに対し新聞協会の在京8社でつくる「人権・個人情報問題検討会」は、“この発言は憲法21条で禁止されている事前検閲に当たる”と追及し、法務省側は撤回した。

同年10月、日弁連の人権擁護大会が12年振りに「人権と報道」をテーマにとりあげ、報道被害救済のために、自主・自律の報道評議会の設置の提言を決議した。

同年11月、政府の高度情報通信社会推進本部の検討部会が個人情報保護法案に関し、中間報告を発表。そこでは原則適用のあり方次第で取材・報道の自由が損なわれかねない余地が残されていた。またほかに、研究者や弁護士・ジャーナリスト等のグループが、総合雑誌で「メディアと市民・評議会」の設置を提言するなどの動きがあった。

4. メディアの厳しい環境

こうして見てくると、言論表現の自由に対する政治的な動きが、ジャーナリズム環境を一変させようとしていることが判るであろう。2001年の通常国会に提出された「青少年社会環境対策基本法」と「個人情報保護基本法」に続いて人権救済のための新しい機関設置の法案が2002年を目途に具体化されようとしている。いずれもメディアを規制の対象にしているものであり、政府・与党がこの機に、メディアの活動に制限を加え、政治スキャンダルなどの報道の自由を規制したいとの強い執念が感じられるものである。自民党内では「そのために所管の監督官庁を作れ」という声が出ているという。

ここでも問われているのは、いまジャーナリズムが行使している「言論表現の社会的価値」であり、もし、社会にとって必要なものより「悪影響の方が大きい」と判断されれば、そういうメディアは不要であり、「積極的に規制すべきだ」という世論になるであろう。上記3法案がメディアを主な標的にするのは、プライバシーなどの人権侵害、青少年に悪影響を与える性、暴力表現などが主なものとされているが、政治的狙いが秘められていることは否定できないであろう。

2001年の参院選を前に、自民党幹事長の下に「放送活性化検討委員会」なるものが作られ、「公平中立」などを掲げてテレビの監視体制を強めたことなどはその一つである。このことでも分かる通り、「言論表現の自由」というこれまでのいわば“聖域”に、本格的な政治介入が始まったと見るべきであろう。しかも政治攻勢によるこの「ジャーナリズムの危機」は、権力が世論の支持を集めている点でメディア側の対応を難かしくしているのである。

メディアへの不信は政治的に利用され、たびたび意図的に増幅されている面もみられるが、基本的には、読者・視聴者の苦情・批判を軽視して、自律規制に十分と組んでこなかったメディア自身の責任は免れないであろう。いま新聞・放送を中心とするジャーナリズムが、この危機を脱け出すためには、批判に謙虚に耳を傾けて誠実に対応し、世論の支持をとり戻さなければならぬのである。

読者・視聴者の苦情への対応策として、新聞でも全国紙、地方紙で第三者による準オンブズマン型の組織が作られているのもそうした判断によるものである。前述のように、放送はすでに人権と青少年に関する二つの第三者委員会をNHKと民放連で作っているが、新聞各社もそ

の重厚な経験に立って、横断的なプレス・カウンスルへ発展させる道を開きつつある。

もはや購読者・視聴者を単なる発行部数や視聴率の対象としてだけ見るべき時代ではない。彼等の多くがメディアと対等の立場でものを言う、批判的市民として立ち現れている。アメリカなどでもジャーナリストの高慢さが不信を高めているといわれるが、日本社会もジャーナリストのおごりが評される時代ではない。むしろメディア側が読者、視聴者を新聞文化・放送文化作りのパートナーとして積極的に連帯を強めるべき時代である。近代ジャーナリズムは、主として新聞が民衆を代表して権力と向きあい、民主主義を発展させて来た。戦後、放送・新聞中心となった現代もメディアと大衆の連帯という基本的構図は変わるはずはないのである。

5. 新たな危機要素

そして新しい世紀を迎えた日本のジャーナリズムは、言論表現の自由に対する公的規制という90年代からの政治攻勢に加えて、IT革命という新たな危機要素にも対応しなければならない状況を迎えることになった。インターネットに代表されるデジタル・多メディア・多チャンネル時代の到来は、産業界の経営不安を強めているだけでなく、ジャーナリズムの未来にも不安を与えることになった。前述のように政府・与党が主導する言論表現の自由に対する規制の動きは、マスコミ不信の世論をバックにしているだけに極めて厳しい事態といわざるを得ない。第二次大戦後、半世紀余り、戦火に巻き込まれることもなく、平穏で順調に発展して来た日本のマスメディアはいま、かつて経験したことのない危機を迎えているといっても過言ではないのである。

インターネットは、活字、音声、映像ともに誰でも発信できる自由でグローバルな新たなマスコミ時代を出現させた。デジタル・ネットワークがグーテンベルクの印刷技術の発明以来、約550年ぶりの情報革命を進めつゝあることは、まぎれもない事実である。従ってマスメディアは形態、内容ともに大きな変革を迫られよう。懸念されるのは、情報の内容が批判性を排除し、営利優先の実用情報、娯楽情報、私的情報に傾斜してしまうことである。これはまさに公共性豊かなジャーナリズムそのものを締め出す方向をめざすのではないか。さらに、技術主導と自由市場の競争激化の末にメディアの独占集中、言論機関の寡占化へも向かう恐れがある。

批判性ジャーナリズムの後退は、民主主義の崩壊をもたらし、市民社会の形成そのものを阻害するものである。ジャーナリズムはまず、このジャーナリズムの危機というものを的確に認識する必要がある。その上で、ジャーナリズムの危機、イコール「社会の危機」であることの重大性を市民と共に確認できるようなマスメディアのあり方を追求していかなければならない。それには現在の「ジャーナリズムの存在」そのものを問うことから始める必要がある。今日の新聞・放送が、現代日本の通常の生活者にとって、なくてはならない必需品であるなら、IT革命がマイナスに働くことはない筈である。

これまで新聞・放送が培ってきた取材力、分析力、編集力、それにジャーナリズムとしての道義感、責任感は簡単に代替できるようなものではない筈である。ジャーナリズムとしてのこれらの力量は、歴史的に積み上げられ、磨き上げられて貴重な財産となっている筈だからである。厳しい情勢の中でジャーナリスト達は、自分の存在にもっと自信を持つべきであろう。批判には自信をもって耳を傾けることである。ジャーナリズムは本来、社会の批判によって磨か

れるべきものである。メディアを加害者として批判する人々もジャーナリズムがなくなったら、誰が社会をチェックできるのか気がつくに違いない。メディアの自由が制限されることは、結局、自分達の民主主義社会全体の自由が制限されることだと気がつくに違いないのである。

6. 「報道被害」のケース

いわゆる「報道被害」という批判が、どうしてこれほど大きくなったのか、マスコミ批判の原因は何なのかについて、いくつかの例にそれをみてみたい。

ロス疑惑報道

1984年1月から週刊文春が連載した「疑惑の銃弾」で始まった貿易会社の元社長・三浦和義氏に対する人権侵害報道である。三浦氏は81年11月18日、ロサンゼルス市内で、妻の一美さんの写真を撮っていた時、三人組の強盗に襲われ、妻の一美さんが頭部を、三浦氏も脚を撃たれた。ロス市警は三浦氏を被害者として処遇し、被疑者としては扱わなかったとされる。一美さんは一年後に死亡した。

この事件について週刊文春は三浦氏に対し、保険金を目当てに妻の殺害を計画、友人にライフルで銃撃させたという仮説をつきつけて長期の連載で追求、ほぼすべてのマスメディアが後追い報道を行い、ついには警視庁もロス現地に捜査員を派遣、ロスのホテルで元女優に一美さんの頭をハンマーで殴らせたとする殴打事件（81年8月）で三浦氏と元女優を逮捕した。また88年10月にはロス銃撃事件で三浦氏と、実行犯として商品買付代行業者のO氏を逮捕して、疑惑報道を追認したのである。

この銃撃事件で東京地裁は、94年3月31日、「氏名不詳者による銃撃」として、O氏を無罪とした上で三浦氏に無期懲役を言い渡した。ところが、98年7月1日、東京高裁は逆転無罪判決を出し、三浦氏は12年9か月ぶりに釈放された。秋山裁判長はこの判決で、一審判決の氏名不詳者による銃撃という論理を違法と批判、三浦氏がO氏とはもちろん、別の人とも共謀した痕跡はないと判断、「メディアは根拠の検討が十分でないまま、総じて嫌疑をかける側に回った」「報道に接した者が最初に抱いた印象は簡単には消えない」などと強調し、証人の証言も報道に影響されている、と述べて「報道裁判」を明確に批判した。しかし、検察側は最高裁に上告した。

松本サリン事件

94年6月、7人が死亡し、155人が重軽傷を負ったオウム松本サリン事件では、当初、被害者であり、第一通報者の河野義行さん宅の庭付近で、ガス状のものがかかっていたとの証言があった。長野県警はその翌日、容疑者不詳のまま河野さん宅を家宅捜索した。河野さんも夫人も被害にあって入院している最中である。この家宅捜索で自宅から薬品が押収されたことなどからマスコミの多くは「河野さんが除草剤を作ろうとして混ぜた薬品が化学反応を起こして有毒ガスが発生した疑いが強まった」などと報じた。

河野さんはなぜ除草剤を作ろうとしたのか、その薬品を混ぜると有毒ガスが発生するのか、こうした事件の根幹にかかわる問題について、多くのマスコミは警察の情報のみによりかかり、

重要な裏付け取材を怠ってしまったのである。捜査の実態を検証し、化学の専門家の意見を聞くなどのことをしていれば、過ちは防げたはずである。報道は時間との闘いであり、事件の展開を一刻も早く伝えるのはメディアの役割である。しかし、だからといって事実の確認をおろそかにしていいはずはないのである。報道は慎重な証拠の検証によって判断される裁判ではない。それだけに慎重な取材が必要なのである。

この事件については、捜査当局にも厳しい反省が求められる。マスコミの誤った報道には、警察が事実上、河野さんを犯人扱いしていたことが大きく影響していた。特に河野さんの退院後、確かな証拠もないのに長時間の事情聴取を行ったり、ポリグラフ（ウソ発見器）にかけたばかりのほかに、その後も身の回りを徹底して調べた点などは、明らかに行きすぎであり、予断や偏見による見込捜査と非難されても仕方のないものだ。河野さんはこうした犯人扱いの捜査と報道の下に一年近くもさらされていたのである。

その後になって捜査当局は、「松本サリン事件はオウム真理教の犯行」と発表し、河野さんに「遺憾の意」を表明したが、いったん失われた名誉やプライバシーを完全に回復することは困難である。しかも夫人は寝たきりの状態が続いているという。河野さんは二重三重の被害者といえるのである。

日本弁護士連合会は、河野さんの人権救済申し立てに関連し、「捜査情報に乗せられて、十分な証拠もなく河野さんを犯人扱いした」と指摘し、新聞・放送の9社に対し再発防止を厳しく求める要望書を送った。

TBSビデオ事件

95年10月19日、日本テレビが「早川紀代秀被告らオウム幹部3人が、坂本提弁護士殺害の9日前にTBSのスタジオを訪れ、同弁護士がオウムを批判した放送前のビデオを見たことが事件につながった」と報道した。これに対しTBSは即座に「そのような事実はない」と反論。さらに10月26日、TBSの磯崎洋三社長も会見で「ビデオを見せた事実はないと確信している」と改めて否定した。

しかし、翌96年3月、東京地裁で行われた中川智正被告の初公判で、検察側が「早川被告らが民放との交渉の過程でビデオの内容を知った」と指摘してから、問題は大きくなっていく。一貫してオウム問題に取り組んで来た横浜法律事務所は、TBSに対し、事実関係の徹底解明を求める質問状を送付、同じ頃にTBSは、検察に対するビデオの任意提出に応じている。

3月18日「TBSからテープを見たことを口止めされた」とする早川被告の供述内容が明らかになったが、TBSの大川光行常務は、衆院の法務委員会で「テープは見せていない」と全面否定した。しかし、4日後にはビデオの内容とほぼ一致する早川被告のメモ内容が判明、25日には磯崎社長が緊急会見を開き、「オウムがビデオを見たのは間違いなし」と認めるに至ったのである。

この事件は、現場での取材の姿勢から、外部依存による番組制作の実状などテレビ産業全体の構造に至るまで、テレビメディアが抱える多くの問題を提起することになった。もちろん、TBSがビデオをオウム側に見せた事実は「許されない反社会的行為」という反響が大勢を占めた。取材源を秘匿して、その身の安全を確保するのは報道機関の最低限の義務だからである。

神戸少年殺傷事件報道

97年、神戸の小学生殺傷事件で殺人・死体遺棄容疑で逮捕された中学3年生の顔写真を雑誌「フォーカス」（新潮社）と「週刊新潮」（同、目隠しした写真）が掲載して、大きな反響を呼んだ。駅の売店やコンビニエンスストア各社が両誌の販売中止を決定し、広告掲載を断る新聞社や車内の吊り広告を断る交通機関が出る程であった。「目隠しがあっても容貌から本人と推測され、人権侵害にあたる」という理由である。

自宅近くの小学生を殺害したうえ頭部を切断し、中学校の正門に置くという猟奇性が衝撃を与え、中学生による犯行との報道で衝撃を広げた事件は、さらに少年法の再検討論議に発展、顔写真掲載に至って、ジャーナリズムに自省を求める強い議論をまき起こした。

新潮社側は「今回の残忍な事件が少年法で対処できるものが疑問があった。顔を見せることが、少年を理解する一助になると思った」と見解を述べ、雑誌の回収はしないと反論した。これに対し東京法務局は、少年法に関連して新潮社に事情聴取を申し入れ、日弁連は「少年法の問題を踏みにじるもので、いかに報道の自由を尊重する立場からも絶対に容認できない」との声明を出している。

この議論をめぐっては、「明白に少年法に違反する事例」「人権保護の観点から販売中止は正当な感覚による措置」「これをはねのけてなお、報道の自由を主張するのは通らない」とする意見が支配的であった。

7. メディア批判（不信）の背景

以上、具体的な例の中に、ジャーナリズムとはあい入れない危険な陥穽があることを見逃すわけには行かない。もちろん、松本サリン事件に見られたスタンピード（動物が一頭走り出すと集団暴走する）現象のような主体性のない取材・報道は論外としても、いまや日常化している危険な実情は、受け手には見えないものだけに解決は容易ではない。

TBS事件以前から、テレビ番組で何か問題が起きると、必ずといっていいほど、番組制作会社の存在がクローズアップされて来た。89年10月、TBSビデオ事件の発端となるオウム真理教の「水中クンバカ実験」の取材を行った「3時に会いましょう」は、外部のプロダクションが曜日ごとの番組制作を請け負う仕組みになっていたが、この制作スタッフ約80人のうち、社員はわずか8人であった。テレビ局のプロデューサー（番組制作要員）は、曜日ごとの視聴率を徹底的に競わせ、何週か連続トップになると、総合プロデューサーから曜日担当のプロデューサーにボーナスが出たという。そしてその後、別のタイトルを変えてからも、予算や要員をほとんど増やさないまま時間枠だけを拡大したというのである。このために、取材時間を切りつめたり、残業をふやしたりの連続となった。

ワイドショーに限らず、民放界を中心に70年代から、テレビ番組の外注化が一般的になり、82年には、制作会社の連合体であるATP（全日本テレビ番組制作社連盟）が発足、86年に社団法人化した。現在、テレビプロダクションの数は約270、このうちかなりの社がテレビ番組を制作している。テレビ局は、これらのプロダクションに対して、制作スタッフの派遣を求めたり、番組の一部コーナーの制作を委託したりしている。

あるいは、企画から収録まですべてをまかせ、テレビ局は、プロデューサーを出して放送す

るだけ、という方式がふえている。この結果、午後7時から11時までのいわゆる「プライムタイム」で、テレビ局が何らかの形で外部依存している割合は、70%を超えるといわれている。このことは、テレビの制作事業が一つの産業分野として定着していることを示すものでもあるのだが、実体は、「下請け制作会社」としてテレビ局の横暴な要求にも従い、安い制作費でギリギリまで働くということなのである。その結果、番組の質が低下し、さまざまな不祥事の原因になるという指摘が有力である。

一方、ジャーナリズムの質をめぐる問題は、記者たる者の倫理、責任という基本的な認識をもたない、自称“ジャーナリスト”の存在が、メディア批判のかなりの部分を占めるようになった。

日本の報道界は、ほぼ完全な終身雇用型、生涯一社型で、記者の流動性は欧米などに比べて極端に低い。従って各報道機関は、自社のジャーナリストの教育・研修はもちろん、言動などにかかわる行動規範まで、すべて独自に、自前で行うことにして来た。即ち、「朝日」の記者、「NHK」の記者というように、お互いそれをどのように育てるかが最大の問題であって、記者一般・ジャーナリスト一般という観念は、これまで比較的希薄であった。欧米の多くの国々が、早くから記者一般・ジャーナリスト一般という職業倫理を明確にし、そのための行動規範的なものを磨いて来たのとは対照的である。

しかし、週刊誌が多数発行され、テレビのワイドショーが盛んになるに伴って、自社の記者やカメラマンの不足を、安い人件費でカバーする方法として、正規の社員ではない契約のジャーナリストを雇うケースがふえて来た。これら契約の記者やカメラマンには、拘束料として月々一定の手当が支給されるものの、出来高払いとして原稿料の形で支払われるもの、その複合型など契約の内容は一定ではない。だが、写真週刊紙の契約記者やテレビの契約リポーター・契約カメラマンの取材方法のモラルの低さなどがしばしば指摘されるなど、正規の社員に比べて著しく劣る労働条件などと共に、ジャーナリストの質が報道被害を生む要因として問題となっている。

8. 新・新聞倫理綱領

こうした時代に対応すべく新聞や放送、通信機関などでつくる日本新聞協会は、1946年以來の新聞倫理綱領を半世紀余ぶりに改訂して、次のような新しい綱領を制定。さらにこの綱領を実効あるものにするために、行動規範（私案）を発表したのである。

新聞倫理綱領

2000（平成12）年6月21日制定

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびたしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名譽を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

新・新聞倫理綱領は、自由と責任。正確と公正。独立と寛容。人権の尊重。品格と節度を掲げる。いづれも、新しいジャーナリズムの道しるべとなるものである。この綱領を実のあるものにするためにはどうしたら良いか。新しい綱領の検討機関は、草案討議の段階からこの方策を模索して来た。しかし簡潔を旨とする綱領にこれを盛りこむことはむずかしい。新聞協会理事会は結局、この問題を綱領検討小委員会に委ね、小委員会は「規範」案を小委員長の中馬清福氏（朝日新聞、専務・編集担当）がまとめて、協会機関誌「新聞研究」に掲載し、加盟各社が規範類を作成する時の参考にするとということになったという。

その上で「新聞研究」（2001年5月号）に載った、私案「新聞記者行動規範」の大要（抜粋）をここに示すこととする。この規範は、前文と8つの主文、それに伴うそれぞれの解説から成っているが、ここでは前文、主文の他は重要と思われる解説の抜粋を示すこととしたい。

9. 「われわれはかく行動する」私案・新聞記者行動規範

前文

新聞協会加盟社は、新聞倫理綱領をさらに実りあるものにするため「新聞記者行動規範」を定め、新聞記者が守るべき職業倫理をあらためて確認する。

真実の追究を任務とする新聞記者の行動は、公正かつ誠実なものでなければならない。中立性を損なう、あるいは損なう恐れのある行為・自らの尊厳性をおとしめるような行為は、新聞の生命である信頼性を確実に失わせるだろう。そういう事態を招かぬよう、われわれは次のよう

本文

記者は、正当な手段によって情報を入手する。自分の身元を偽ったり、取材の意図をごまかしたり、相手の弱みにつけこんで圧力をかけたりした上での取材は正当とはいえない。

〔解説〕

記者の活動は、取材すべき事柄の確定、取材源への接近、当人からの取材、周囲からの裏付け取材、資料の点検、補足取材などを経て執筆にいたる。したがって、記者行動規範案の第一項は記者活動の第一歩たる「取材」をとりあげ、不正な取材の禁止を明確にした。

正当でない情報入手とはなにか。オーストリアの「プレスのための名誉綱領」は次のように例示していて分かりやすい。「不正な方法とは」例えば、だますこと、圧力の行使、脅迫、精神的にストレスのかかる状況の暴力的利用、盗聴器の使用などである。

興味深いのは、米ニューヨーク・タイムズの「われわれの尊厳についてのガイドライン」の一節である。

「本社記者は取材の際に自身の身元を偽ることを積極的にはおこなわない。ときには、自身の身元について特に言及しないで、相手が推論するに任せても良い。これは例えば、組織の公衆に対する態度、デモ行進の人びとの態度、警察署近くのバーで警官の態度を観察したりするような場合はおこなわれる。しかし、継続的、組織的に欺く場合は、(中略) 部署の長と編集長とが相談した後でのみ利用され得る。」

本文

記者は、正確で公正な記事を書く。写真と同じである。歪曲、ねつ造は論外。裏付けのとれない情報は慎重の上にも慎重に扱う。事実にもとづかぬ偏向記事を書いてはいけない。

〔解説〕

ねつ造は「自動的に解雇を含む処罰」と明記するのはニューヨーク・タイムズだが、これはどこも同じだろう。

公正性については、米ワシントン・ポストの「基準と倫理」が「ある重要な事実や有意な事実を欠落させた記事は、決して公正ではない。公正性は完全性を含むものである」と書く。

(中略)

写真については全米新聞写真記者協会(NPPA)の「倫理規定」の一部を掲げる。

「写真リポートがつねに真正、誠実であり、客観的であるように努力することは、すべての

フォトジャーナリストの個人的責務である」「ジャーナリストとしての信頼性が写真記者の最大の資産であると信じる」

諸外国の規範の特色は、ただ「正確・公正」を唱えるだけでなく、上記のように、どうすれば正確で公正な紙面ができるか、具体的に書き込んであるところである。

本 文

記者は、人権に配慮した記事を書く。出身や所属によって差別するような表現は避けるべきである。また、有罪判決が出るまでの被疑者は法律上、まだ無罪であることに留意せよ。

〔解 説〕

人権への配慮に関する規定は、欧州諸国の規範類の方が概してきびしい。フランスの「ジャーナリストの職業上の義務に関する憲章」には「自らの役割を警察のそれと混同しない」と正面から突いてくる。イタリアの「記者の義務憲章」は、「記者は（中略）決して人を差別しない」「記者は常に無罪推定の権利を尊重する」と、これも直球型だ。英国プレス苦情委員会の「行動綱領」の「プライバシー」の項は実に具体的である。少し長いが以下に記す。

「個人の私生活に対する同意なしの侵入および調査は、私的な場所にいる人びとを同意なしで望遠レンズを使って撮影することも含め、一般的には許されない。その公表が正当化されるのは公共の利益が存する場合だけである。」

本 文

記者は、情報源の秘密を守る。情報提供者と秘匿を約束した以上は、それは貫かれなければならない。それだけに、安易に、自分だけの判断で、秘匿を約束してはならない。

〔解 説〕

情報の出所を明らかにしない、という約束で情報を得た場合、それはどんな犠牲を払っても尊重されなければならない。これが守られないと、勇敢で良心的な情報提供者を、みすみす見殺しにすることになる。

ドイツプレス評議会の「プレス基本綱領」は「プレスに従事するすべての人は、メディアの信用と信憑性、職務上の秘密を擁護し、証言拒否権を行使し、そして、情報提供者の明確な合意のない限り、彼らを犠牲にすることはない」と明快に宣言している。情報源秘匿の約束は、双方にとってそれほど重い。（略）

本 文

記者は著作権を守る。盗作は恥じるべき最低の行為である。発言であれ資料であれ、他から引用する場合は正確かつ公正に行い、我田引水にならぬよう注意する。

〔解 説〕

著作権に関する日本の記者の関心は低く、知識も浅い。剽窃（盗作）にしても「許せない」との認識は強いが、これを著作権法違反の角度から追及する姿勢は希薄だった。

剽窃は禁止され、解雇の理由になる。これが欧米の新聞の常識のようである。日本の場合、即懲戒免職という社もあるが、普通の解雇、あるいは停職どまりという社もある。

（中 略）

コンピューター時代は量質の両面で剽窃を容易にし、逆にチェックは困難になった。規範づくりが急がれるゆえんである。(略)

本文

記者は、報道目的のみに情報を使用する。職務で得た情報を、それが公になるまえに、個人的に利用してはいけない。ましてそれによって金銭的利益を得ることは許されない。

〔解説〕

この項から“Conflict of Interest”(利害の衝突)の問題に入っていく。日本ではなじみが薄いですが、欧米では日常的に持ち出される言葉で、記者行動規範類には必ずといっていいほど登場する。「記者としての職業的利益」と「個人としての利益」が衝突する場合、どうすべきか。このジレンマを問うのである。

本文

記者は独立と尊厳を重視する。官民を問わず、報道に影響をあたえようとする勢力との間には緊張感が必要で、独立と尊厳に疑問を持たれるような行動をとってはならない。

〔解説〕

新聞は政府に弱腰だ、頭の上がない組織があるらしい、広告主のいいなりじゃないか、といった風評がある。新聞の独立・尊厳性への懷疑が、いまなお根深いことをうかがわせる。これを変えていくには、日々、人びとと接している記者がまず、おのれの独立・尊厳性に敏感にならなければならない。

本文

記者は廉潔をむねとする。情報源からいかなる便宜や贈り物も受けてはならない。許可なくして、自分が属する組織以外のために働いたり、報酬を得たりしてはならない。

〔解説〕

現在の日本の新聞記者は所得水準が比較的高く、社会的な地位も決して低くない。そのためもあって概して廉潔である。「だから日本には詳細な“conflict of interest policy”は要らないのだ」という人がいる。そうかも知れないが、私は“conflict of interest”の概念が日本で明文化されなかったのは、日本社会伝統の一家意識と性善説が影響したと思う。しかし、その命運も長くはないだろう。

欧米の記述は具体的だ。まずAP通信社編集局長会議(APME)の「倫理綱領」から。

新聞は、ニュース情報源あるいは報道界外部の人びとからいかなる金銭的価値のある物品も受け取ってはならない。

贈り物、無料あるいは割引き料金の旅行、催し物、製品、および宿泊などの接待を受けてはならない。

取材に関する経費は新聞社によって支払われなければならない。

報道機関メンバーに対する特別な恩恵・待遇を受けることは避けなければならない。

(中略)

要は、ここでも「常識と一般的な制約」「常識と良きマナー」(いづれもロサンゼルス・タイ

ムズ「倫理綱領」から)が必要らしい。そしてもう一つの教訓は 。

記者は、すべてをひとりで判断しない。記者活動の範囲は広くて深く、行動規範をつくっても限界がある。ことにあたっては、上司と良く相談してから行動すべきである。

10. 結びにかえて(情報公開法と個人情報保護法案)

・情報公開法

日本の報道界は「報道被害」という批判を受け、国民の知る権利に正しく対応するため絶えずこうした努力を続けて来ている。しかし問題はこれですべて解決できる訳ではない。端的ないい方をすれば俗に「知らしむべからず」と表現される行政体質が今もなお色濃く残っている中で、ジャーナリズムの監視機能は益々重要になってくるであろう。

ところで、欧米の先進諸国に比べ、大きく立ち遅れていた日本の情報公開法が99年5月ようやく成立した。先行する地方自治体のもと比べ、目的規程に「知る権利」や「監視と参加」が盛りこまれなかったことや公務員氏名が課長相当職以上に限定されることなど不十分な点が多いものである。しかし、とにかく法律ができたこと、目的規程に行政の「説明責任」を明記したことなどは評価できるものであろう。

情報公開の法制定をめざす市民運動は70年代から始まったが、政府が本格的に乗り出したのは94年、行政情報公開制度について審議することを閣議決定し、つづいて総務庁に情報公開法制定準備室が設置されてからである。肝心の法案は、98年に入ってようやく国会に提出され、99年5月、中央省庁の内部文書など国の行政情報を、請求に応じて公開することを定めた情報公開法が成立した。この法律は01年4月に施行され、今後4年後に内容が見直されることになっている。

この情報公開法は、「政府の諸活動を国民に説明する責務がある」として、書類がフロッピーディスク、ビデオテープなど電磁的な記録も公開すると定めている。ただし、特定の個人が識別されるもの、外交、防衛、警察捜査などの情報は、関係省庁のトップが開示するか否かを判断するとしている。

情報を請求できるのは、日本国民に限らず外国人や法人を含め何人にも権利がある。具体的な手続きとしては、行政機関の窓口に出向くか、氏名、住所、請求文書名を記入した書類を中央省庁の大臣や長官宛に郵送すれば良い。その後、特別の場合を除き30日以内に文書の開示、一部開示、不開示いずれかの決定が通知される。開示と一部開示であれば、省庁に出向いて閲覧することになり、不開示や一部開示の場合は不服申し立てを行うことができることになったのである。

こう見てくるとメディアにとっても国民の知る権利にこたえるという点で有力な情報収集手段として期待できるものになる筈であった。ところが01年3月に国会に提出された「個人情報保護法案」なるものが、“メディア規制法”として議論を呼ぶことになったのである。

・“メディア規制”？法か

この法案はなぜ“メディア規制法”として問題視されるのであろうか。その理由は大きく分けて2つに要約できよう。1つは罰則付きの次のような義務規定の運用をめぐる懸念である。

法案の主な義務規定

利用目的をできるだけ特定する。

事前に本人の同意を得る。

不正な手段で取得しない。

個人情報を取得したら、速やかに利用目的を通知するか公表する。

事前に本人の同意を得ないままデータを第三者に提供しない。

本人からデータの開示を求められたら直ちに開示する。

この義務規定は「報道機関には適用しない」と定めているものの、その場合の「報道機関」とは何なのか、行政サイドによって勝手に決められてしまうのではないかと、との懸念である。またもう1つの懸念は、法案の中で別に定められた「基本原則」の存在である。

たとえば「利用目的を明確にしなければならない」「対象者が適切に関与できるように配慮しなければならない」といった基本原則は「報道」を適用除外にしていない。これを公人の疑惑取材などに適用されたらどうなるのか。01年4月に日本ペンクラブが発表した「共同アピール」は、基本原則が取材などに適用された場合「取材過程の開示や記事の削除が求められることにもなりかねない」として「そうなれば取材源との信頼関係は根底からゆらくことになり、取材・報道・表現活動が大きな制約を受けることになる」と指摘した。

一方01年10月、「行政機関個人情報保護法」の全面改正に向けて総務省がまとめた研究報告書は「官」には甘く、「民」特に「報道」に厳しい体質をはっきり示すものであった。民間を対象にした個人情報保護法案が「不正な手段によって個人情報を取得してはならない」と規定し、罰則まで設けているのに対し、この報告書にはこの規定がないのである。国家公務員法の法令順守義務などで規定されているから「改めて不正な取得を禁じる必要はない」というのである。

「民」対象の個人情報保護法案はコンピュータ社会の急速な発展を背景にしている。コンピュータで処理されたデータは大量かつ瞬時に蓄積、検索できるし、流出も簡単である。これには十分な保護措置が必要なため、政府は99年夏、各界代表者らによる検討部会を設置したが、その中でメディアへの規制はかなり早い時点で考えられていたと思われる。

たとえば検討部会発足直後の99年8月には、政府の担当者が東京・神田の日本雑誌協会を訪れ協会事務局長に「法律ができると雑誌や出版にも影響がでる」と告げたのに続いて、9月には総務庁に出向いた事務局長に「事件取材などで記事にする場合には本人の了解が必要になる」などとのべたというのである。

個人情報の利用目的をできるだけ特定することなどを盛りこんだ法案の義務規定の適用除外についても、検討部会が報告書をまとめた99年11月の時点では、「報道・出版」が検討対象であった。しかし学者らによる法制化専門委員会が00年10月に出した大綱では「報道分野」と変わり、法案になると「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」と狭められたのである。

こうした動きの背景には政治の思惑が断えず感じられる。自民党が99年3月に設置した「報道と人権等のあり方に関する検討会」は同年8月に発表した報告書で「裁判所の明確な法的根拠となる総括的なプライバシー保護法を整備して行く必要がある」と指摘しており、メディア規制の法制度をはっきり想定したことを裏付けている。02年8月には、個人情報保護法案のきっかけともなった住民基本台帳ネットワークシステムが本格的に動き出す予定である。政府は

その前にこの法案の成立をみざしていたのであろう。

「メディア規制法」との批判の前に、個人情報保護法案は01年の国会では成立しなかったが、「廃案」ではなく「継続審議」として残ることになった。権力サイドが、その成立を締めたわけではないのである。

メディアをめぐる状況は確かに厳しいものがある。しかし、批判には謙虚に耳を傾けつつ、「メディアの権力」で知られるハルバースタム氏もいうように「読者が何を知りたがっているのかを知っているだけでなく、何を知らせるべきかを知っているのがジャーナリストの条件」の意味を認識し、民主主義社会の人々の知る権利に答えて行かねばならない。

参考文献

- | | | | |
|------------------|---|----------|-------|
| 「新しいジャーナリスト達へ」 | 原 寿雄 著 | 晩聲社 | 1992年 |
| 「NHK放送の50年」 | NHK報道の記録刊行委員会 編 | 近藤書店 | 1988年 |
| 「巨大メディアの攻防」 | K・オーレッタ 著, 小野善邦 訳 | 新潮社 | 1993年 |
| 「現代の新聞」 | 桂 敬一 著 | 岩波書店 | 1990年 |
| 「現代ジャーナリズム入門」 | 扇谷正造 著 | 角川文庫 | 1972年 |
| 「災害とジャーナリズム」 | 日放労・放送系列 編 | 日放労 | 2000年 |
| 「新聞の取材」上・下 | 新聞取材研究会 編 | 日本新聞協会 | 1968年 |
| 「新聞の編集権」 | 日本新聞協会 編 | 日本新聞協会 | 1986年 |
| 「新・法と新聞」 | 日本新聞協会 編 | 日本新聞協会 | 1990年 |
| 「昭和放送史」 | 日本放送協会 編 | 近藤書店資格 | 1990年 |
| 「テレビと権力」 | 清水英夫 著 | 三省堂 | 1995年 |
| 「テレビの明日」 | 岡村黎明 著 | 岩波書店 | 1993年 |
| 「テレビジャーナリズムの現在」 | 津田正夫 編 | 現代書館 | 1991年 |
| 「犯罪報道と人権」 | 日放労・放送系列 編 | 日放労 | 1999年 |
| 「日本のジャーナリズム」 | 内川芳美, 新井直之 編 | 有斐閣 | 1983年 |
| 「放送50年史」 | 日本放送協会 編 | NHK出版協会 | 1977年 |
| 「放送が世界を動かす」 | 斉藤守慶 著 | TBSブリタニカ | 1993年 |
| 「放送と人権・シンポジウム」 | 日放労・放送系列 編 | 日放労 | 1998年 |
| 「BBC王国の崩壊」 | M・リーブマン 著, 桜井元雄 訳 | NHK出版協会 | 1989年 |
| 「マス・コミュニケーション入門」 | 早川善治郎 他 著 | 有斐閣 | 1993年 |
| 「マスコミ研究の視座と課題」 | 岡田直之 著 | 東大出版会 | 1992年 |
| 「メディアの権力」 | ハルバースタム 著,
筑紫哲也・東郷茂彦 訳 | サイマル出版会 | 1983年 |
| 専門紙誌 | 「新聞研究」('01.3)('01.5)('01.8)
「総合ジャーナリズム研究」他 | | |